

社会福祉法人 希望の家 役員及び評議員の報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 希望の家（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、第3条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員（及び監事）が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、第3条の報酬は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第3条 理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うものとする。

3 評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うものとする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、希望の家役職員旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給する。

3 旅費は実情を考慮し、実費が第1項を上回る場合は実費を支給する。

(職員給与との併給)

第5条 この法人の施設の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、正規の勤務時間外に開催され

る理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条（の2第1項第2号）に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

附 則

この改正規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日より適用する。
この改正規程は、令和元年6月20日から施行する。

別表1

1) 報酬

(1) 理事

内 容	報酬額（日額）
理事会等会議への出席	5,000円
法人及び施設の業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

内 容	報酬額（日額）
理事会、評議員会等会議への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円
法人及び施設の業務のための出勤	5,000円

(3) 評議員

内 容	報酬額（日額）
評議員会への出席	5,000円
法人及び施設の業務のための出勤	5,000円

2) 交通費

距離に合わせて以下のとおり定額支給する。ただし、交通費の実費がその定額を上回る場合は実費を支給する。

距離（片道）	支給額
10 km未満	1,000円
10 km以上 20 km未満	1,500円
20 km以上 30 km未満	2,000円
30 km以上 40 km未満	2,500円
40 km以上 50 km未満	3,000円
50 km以上	4,000円

社会福祉法人 希望の家役員報酬総額

1 理事の報酬

各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、別に定める報酬等の基準に従って算定した額を支給する。

2 監事の報酬

各年度の総額が 20 万円を超えない範囲で、別に定める報酬等の基準に従って算定した額を支給する。

付 則 この改正報酬総額は、平成 31 年 3 月 29 日から適用する。